

国民健康保険税の税率が変わります

県内の国民健康保険税水準の統一化（同じ世帯構成や所得水準の場合に保険税が同水準）に向けて、令和6年度分から資産割が廃止となり、各税率の改正と賦課限度額が引き上げられます。

▶ 国民健康保険税率比較表

国民健康保険税の構成		令和5年度	令和6年度	比較
医療給付費分	所得割	6.6%	6.4%	0.2%減
	資産割	16.0%	廃止	16.0%減
	個人均等割	20,000円	23,000円	3,000円増
	世帯平等割	22,000円	18,000円	4,000円減
	賦課限度額	540,000円	630,000円	90,000円増
後期高齢者支援金分	所得割	2.0%	2.6%	0.6%増
	資産割	—	—	—
	個人均等割	5,500円	9,000円	3,500円増
	世帯平等割	5,000円	7,000円	2,000円増
	賦課限度額	190,000円	190,000円	据置
介護納付金分 (40歳以上65歳未満)	所得割	1.7%	2.0%	0.3%増
	資産割	—	—	—
	個人均等割	8,200円	10,500円	2,300円増
	世帯平等割	6,200円	5,600円	600円減
	賦課限度額	160,000円	170,000円	10,000円増

※今後も、保険税水準の県内統一化に向けて、各税率などの見直しが行われる予定です。

後期高齢者医療保険料の保険料率が変わります

被保険者数および医療費の増加などに対応するため、2年に1度見直しが行われます。

▶ 栃木県後期高齢者医療保険料率比較表

後期高齢者医療保険料の構成	令和4・5年度	令和6・7年度	比較
所得割	8.51%	8.84% ^{※1}	0.33%増
均等割	43,200円	45,600円	2,400円増
賦課限度額	660,000円	800,000円 ^{※2}	140,000円増

※1 令和5年中の所得から基礎控除額を差し引いた額が58万円未満の方は、令和6年度に限り、8.54%になります。

※2 令和6年3月31日以前から被保険者の方と、障害認定により被保険者になった方は、令和6年度に限り、賦課限度額が73万円となります。

軽減措置の対象者が拡大します

国民健康保険税および後期高齢者医療保険料の均等割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得基準が引き上げられます。

▶ 軽減判定所得の基準となる所得金額の比較

軽減割合	改正前	改正後
7割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1 ^{※1})以下	変更なし
5割軽減	43万円+29万円×(被保険者数 ^{※2})+10万円×(給与所得者等の数-1 ^{※1})以下	43万円+29万5千円×(被保険者数 ^{※2})+10万円×(給与所得者等の数-1 ^{※1})以下
2割軽減	43万円+53万5千円×(被保険者数 ^{※2})+10万円×(給与所得者等の数-1 ^{※1})以下	43万円+54万5千円×(被保険者数 ^{※2})+10万円×(給与所得者等の数-1 ^{※1})以下

65歳以上の方は、公的年金等の所得から15万円を控除し軽減判定をします。

※1 給与所得者等は、世帯主、被保険者のうち給与収入が55万円を超える方、公的年金等の支給(60万円超(65歳未満)または125万円超(65歳以上))を受けている方です。また「-1」は2人以上の場合に適用となります。

※2 国民健康保険の場合、被保険者・被保険者数は、特定同一世帯所属者(国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行し、引き続き同じ世帯に属する方)を含みます。

問 国民健康保険税率について 町民くらし課 ☎72-8848

後期高齢者医療保険料率について 栃木県後期高齢者医療広域連合…☎028-627-6805